

公 示 送 達 書

長崎市告示第515号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年7月14日

長崎市長 鈴木 史 朗

番 号	送 達 す べ き 書 類 の 名 称	送 達 を 受 け る べ き 者
		氏 名
1	令和7年度 固定資産税(土地・家屋) 第4期督促状	別紙のとおり
2	令和7年度 市県民税(普通徴収) 第1期督促状	別紙のとおり
3	令和7年度 市県民税(普通徴収) 第2期督促状	別紙のとおり
4	令和7年度 市県民税(普通徴収) 第3期督促状	別紙のとおり
5	令和7年度 市県民税(普通徴収) 第4期督促状	別紙のとおり
	以下余白	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

宛名番号	氏名	業務詳細（科目）コード名称	賦課年度	相当年度	期別名称	通知書番号
101269546	相続人代表 末次 徹郎	固定資産税（土地・家屋）	2025	2025	4 期	1540335
25006038	後川 元気	市県民税（普通徴収）	2025	2025	1 期	1124498
25006038	後川 元気	市県民税（普通徴収）	2025	2025	2 期	1124498
25006038	後川 元気	市県民税（普通徴収）	2025	2025	3 期	1124498
25006038	後川 元気	市県民税（普通徴収）	2025	2025	4 期	1124498
					合計	5 件